

民有地(樹木等)の適正管理に関するお願い

国道13号線において、民有地からの倒木が走行中の車両に接触する事故が発生しました。この事故によって車両は損傷し、運転手も重傷を負っています。町道沿線の民有地(自宅)の樹木等については、道路法第44条により、その

民有地の所有者が適正な管理をしなければならないと定められています。重大な事故につながらないよう、適正な管理をお願いします。

問 町建設課 建設管理班 ☎0187(84)4910

介護保険事務所からのお知らせ

平成31年度(令和元年度)介護保険料の納付について

～介護保険は介護を社会全体で支える制度であり、保険料はこの制度を支える大切な財源です～

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料は所得や住民税課税状況によって決定(表参照)し、納め方は納付書や口座振替で納める普通徴収と年金からの差し引きで納める特別徴収に分かれます。介護保険料額のお知らせは7月中旬に発送します。

なお、平成27年度から公費による第1段階の保険料の負担軽減を行っていますが、今年度は軽減の対象を第1段階から第3段階の住民税非課税世帯全体まで拡大しています。

■平成31年度(令和元年度)介護保険料

段階	区分(平成31年度(令和元年度)の住民税課税状況等)	保険料(年額)	
第1段階	生活保護を受給している方 本人の前年の[合計所得金額+課税年金収入額]が80万円以下の方	28,350円	基準額×0.375
第2段階	世帯全員が 住民税非課税	37,800円	基準額×0.5
第3段階	本人の前年の[合計所得金額+課税年金収入額]が120万円以下の方	54,810円	基準額×0.725
第4段階	本人の前年の[合計所得金額+課税年金収入額]が120万円を超える方	66,150円	基準額×0.875
第5段階	住民税課税世帯 (本人非課税)	75,600円	基準額
第6段階	本人の前年の[合計所得金額+課税年金収入額]が80万円以下の方	94,500円	基準額×1.25
第7段階	本人の前年の合計所得金額が120万円未満の方	98,280円	基準額×1.3
第8段階	住民税課税世帯 (本人課税)	113,400円	基準額×1.5
第9段階	本人の前年の合計所得金額が200万円以上、300万円未満の方	132,300円	基準額×1.75
	本人の前年の合計所得金額が300万円以上の方		

■普通徴収

7月中旬送付の納付書により納めます。納め忘れを防ぐため、口座振替の利用をおすすめします。

※普通徴収の対象となる方は、年金の年額が18万円未満または受給していない方、4月1日の時点で年金を受給していない方、平成31年度(令和元年度)中に65歳になる方などです。

■特別徴収

年金支給月(偶数月)に年金からの差し引きによる納付となります。

問い合わせ

介護保険事務所
町福祉保健課

保険給付班
地域包括支援班

☎0187(86)3911
☎0187(84)4907



サマージャンボ7億円 7月2日(火)

(1等5億円・前後賞各1億円合わせて)

サマージャンボミニ5,000万円

(1等3千万円・前後賞各1千万円合わせて)

2種類同時発売!

発売期間 7/2(火)～8/2(金)
抽せん日 8/14(日)

各1枚 300円

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

公益財団法人秋田県市町村振興協会

プールパークみさと 営業期間のお知らせ

営業期間 ● 7月13日(出)～8月20日(火)

営業時間 ● 午前10時～午後5時

入 場 料 ● 子ども 200円(小学校3年生～中学校3年生)
大 人 300円(見学者および付添者含む)

※小学校2年生以下は無料ですが付添者が必要です。

施設案内 ● 大プール(25m・8コース) ・キッズプール ・幼児プール

利用上
の注意

盗難・事故防止のため、自動車や自転車には必ず鍵をかけ、荷物を放置しないでください。

※天候不順の場合は下記までお問い合わせください。
休業の場合はプール正面ゲート前に赤い旗を掲揚してお知らせします。

問 ● プールパークみさと ☎0187(83)2500
町教育委員会 生涯学習課 スポーツ振興班 ☎0187(84)4916



目指せ!

生薬の里 美郷

ホオノキの植樹(薬樹の森づくり活動植樹事業)を行いました!

6月9日に「薬樹の森づくり活動植樹事業」が行われました。当日は町民や町議会議員、東京生薬協会の会員など合わせて70名が参加し、旧花岡スキー場でホオノキの苗木100本を植樹しました。このほか、植樹活動前には美郷町住民活動センターを会場にして、開会式と「樹皮を用いる薬木について」と題した学習会を行いました。

■今後の予定

7月22日(月) 八峰町栽培ほ場視察

生薬栽培をしてみたい方、興味のある方は下記までお問い合わせください。ご参加お待ちしております。



問 ● 町農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908